

# 福島県障がい者活躍推進計画（福島県選挙管理委員会事務局用）

令和2年3月31日策定

機関名	福島県選挙管理委員会事務局
任命権者	福島県選挙管理委員会委員長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
福島県選挙管理委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	福島県選挙管理委員会事務局は、職員総数が5人の小規模な機関である。 知事部局等からの定期人事異動により職員が配置されることから、今まで障がい者に限定した募集や採用は行っていない。

## 【目標】

採用に関する目標	なし（採用に関する権限がない）
定着に関する目標	障がい者である職員が配属された場合は、必要な環境整備を行う。

## 【取組内容】

1 障がい者の活躍を推進する体制整備	
	○ 令和元年9月6日付で障害者雇用推進者として福島県選挙管理委員会事務局長を選任した。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○ 障がいにより従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、福島労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境・人事管理	
(1) 職務環境	○ 障がい者からの要望を踏まえ、就労支援機器（拡大読書器、読み上げソフトなど）の購入を検討する。 ○ 障がい者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。

(2) 人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者である職員に対し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて環境整備の検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ 中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰にために必要な職場環境の整備等や通院への配慮を行う。</li> </ul>
(3) 働き方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早出遅出勤務制度等の柔軟な時間管理制度の利用を促進する。</li> <li>○ 体調や病状に応じて、時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</li> </ul>
(4) キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実務研修、向上研修等の教育訓練を実施するなど、障がいのある職員の意欲や希望等に沿った支援に努めるとともに、職員自身も、新たな職域の開拓や自らの能力向上に努めるものとする。</li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者就労施設等への選挙啓発物品の発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</li> </ul>